

長浜市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 6 9 号

長浜市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市職員の育児休業等に関する規則（平成18年長浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「非常勤職員とする」を「ものとする」に改める。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。

第12条ただし書中「書面に代わる文書の交付」を削る。

第12条の2中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第13条の見出し中「請求」の次に「、第2項申出及び第3項変更の」を加え、同条第1項中「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（第3項において「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による当該申出の内容の変更（第3項において「第3項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第22条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

育 児 休 業 承 認 等 請 求 書

任命権者 あて 請求者 所属 職名 氏名 育 児 休 業 の 承 認 次のとおり、 育児休業の期間の延長		請求年月日 年 月 日 を請求します。
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	☐ 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） ☐ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ☐ 育児休業の期間の最初の延長 ☐ 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(注)

- 1 この請求書（長浜市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事由に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3項に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ）。
「再度の育児休業」には、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する最初の育児休業は含まない。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2項に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には△印を記入すること。

養育状況変更届

年 月 日届出

任命権者

あて

所属
職名
氏名

次のとおり
育 児 休 業
育児短時間勤務
部 分 休 業
に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

- ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
- ☐同居しなくなった。 ☐負傷・疾病 ☐託児できるようになった。
☐その他（ ）
- ☐ 育児休業等に係る子が死亡した。
- ☐ 育児休業等に係る子と離縁した。
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- ☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- ☐ その他（ ）

発生日

年 月 日

(注) 該当する□には△印を記入すること。

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

任命権者 あて		提出年月日 年 月 日
所 属 職 名 氏 名		
長浜市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。		
1 請求に係る子		
子の氏名		生年月日 年 月 日生
2 請求者の計画		
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 備考		

(注)

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

- 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する口にはレ印を記入すること。

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所 属	氏 名

1 請求に係る子	氏 名	続柄等	生 年 月 日
			年 月 日

2 申出	申 出 月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通)
	月 日		①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内

3 変更(第1回目)	変 更 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有 無 (有又は無を記入)
	月 日			

3 変更(第2回目)	変 更 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有 無 (有又は無を記入)
	月 日			

4 備 考	
-------	--

(注)
1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は
養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、
児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等(写しでも可)

2 第1号育児時間の承認の請求の場合は第2面、第2号育児時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
3 第1号育児時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間		
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日	

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理番号	部分休業の承認の取消しの期間						備 考						
	月 日			時 間									
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間											請求 時間数	残時間数		請求月日	備 考			
	月 日					時 間													
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
17	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
18	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
19	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
20	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
21	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
22	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。